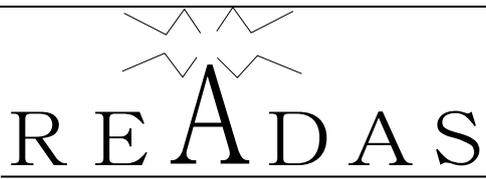


第 6096 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月5日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員退職金の損金算入時期

Q：取締役が退職します。退職金はいつの損金になりますか？

A：役員退職金は、株主総会の決議等によってその金額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金となります。

【解説】

役員の退職給与の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

したがって、通常はその確定した日の属する事業年度の損金として処理をしますが、支給額があらかじめ決まっているため株主総会の決議前に支給した場合や、資金繰りの関係で株主総会の決議後すぐに支払われない場合等には、実際に支給した日の属する事業年度の損金として処理することも認められています。

なお、資金繰りの都合で、例えば退職金を3年間で分割して支給するというような場合においても、基本的には上記と同じ取扱いとなりますから、原則どおり、株主総会の決議により支給額が具体的に確定した年度の損金に計上することとなります。

ただし、5年を超えて長期間に渡り支給するというような場合は、年金として支給しているとみなされ、支給時の損金の額に算入することとなりますので、注意してください。

